**滋賀県人権啓発パネル「宅地建物取引と人権」貸出要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、滋賀県住宅課が所有する人権啓発パネル「宅地建物取引と人権」（以下「パネル」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（パネルの使用目的）

第２条　滋賀県住宅課長（以下「管理者」という。）は、県内の地方公共団体や各種団体等が、人権啓発の目的をもってパネルを使用する場合は、これを貸し出すことができる。

（使用の申請・承諾）

第３条　パネルを使用しようとする者は、事前に人権啓発パネル「宅地建物取引と人権」貸出申請書に必要事項を記入の上、管理者に提出し承諾を受けなければならない。

２　管理者は前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承諾するものとする。

（１）滋賀県の信用または品位を害すると認められる場合

（２）特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合

（３）法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合

（４）営利目的の活動に使用する場合

（５）特定の個人または団体等の広告等に利用される恐れがある場合

（６）その他、管理者が不適切であると判断した場合

（パネル）

第４条　貸出しの対象となるパネル（Ｂ２サイズ、１０枚）は、別紙一覧のとおりとする。

（貸出期間）

第５条　パネルの貸出期間は原則として７日以内とする。ただし、貸出期限にあたる日が閉庁日の場合は、その翌開庁日までを貸出期間とする。

（使用上の遵守事項）

第６条　第３条の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）第三者に譲渡、転貸しないこと。

（２）火気および危険物の近辺で使用しないこと。

（３）荒天時に屋外で使用しないこと。

（４）貸出期間を遵守すること。

（５）承諾された用途にのみ使用し、管理者が付した条件・指示に従うこと。

（承諾の取消し）

第７条　管理者は、使用者がこの要領または承諾内容に違反していると認められた場合は、その使用の承諾を取り消すことができる。

２　前項の規定により承諾を取り消された者は、承諾の取消しがあった日以降、当該承諾に係るパネルを使用してはならず、直ちに返却しなければならない。

３　第１項の取消しにより、使用者に損害が生じても滋賀県はその責めを負わない。

（損傷または紛失の届出等）

第８条　使用者は、パネルを損傷または紛失した場合は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

２　使用者は、損傷または紛失したパネルを、使用者の責任と負担により、現状に復さなければならない。

（責任の制限）

第９条　パネルの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に対して与えた損害もしくは損失に対しては、滋賀県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（費用の負担）

第１０条　パネルの使用料は、無償とする。なお、パネルの貸出し、または返却に要する経費は、使用者の負担とする。

（内規）

第１１条　この要領に定めるもののほか、パネルの貸出しについて必要な事項は管理者が別に定める。

付則

この要領は、令和２年８月２０日から施行する。

付則

この要領は、令和２年９月１１日から施行する。